

ノートルダム清心女子大学個人情報の保護に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、高度情報通信社会の進展に伴い人格権尊重の立場から個人情報を保護すべき必要が著しく拡大していることにかんがみ、ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）において、収集、利用、管理及び保存される個人情報の取扱いについて必要な事項を定め、その保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義を次の各号のとおり定める。

一 個人情報

現在及び過去の本学の教職員、学生、入学志願者等並びに本学の業務にかかわるその他の者（以下「教職員、学生等」という。）について、本学が職務上取得又は作成したもののうち、特定の個人が識別され得るものをいう。

二 記録文書

本学において保有している個人情報を記録した文書、図面、写真、フィルム、記憶装置及び記憶媒体等をいう。

(責務)

第3条 本学は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利、利益及びプライバシーの侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 本学の教職員は、職務上知り得た個人情報を適正に管理し、漏えい又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報保護管理者)

第4条 本学は、この規則の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 学長は、各専攻、学科、研究所等及び事務系部署毎に管理者を委嘱する者とする。

3 管理者は、その所管する業務の範囲内における個人情報の収集、利用、提供及び管理並びに個人からの開示・訂正の請求に関し、本規則の定めるところにより適正に処理する責務を有する。

(個人情報保護委員会)

第5条 本学の個人情報の保護にかかわる重要事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号の事項について審議する。

一 個人情報の保護に関する施策に関する事項

二 管理者からの個人情報の収集、利用、提供、開示及び訂正等について付議された事項

三 その他個人情報の保護に関する重要な事項

3 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。委員の任期は2年とし再任を妨げない。なお、欠員に伴う後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 一 学長
- 二 学長補佐のうち学長が指名した者
- 三 各研究科長及び学部長
- 四 学務部長及び入試広報部長
- 五 学長事務室長
- 六 その他学長が必要と認めた者

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。

5 会議は次により運営するものとする。

- 一 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 二 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を行う。
- 三 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は、委員長がこれを決定する。
- 四 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 五 前各号に定めるほか、委員会の運営に関することは、委員会においてその都度定める。

6 委員会の事務は、事務部が行う。

(収集の制限)

第6条 個人情報の収集は、次の各項によるものとする。

2 本学の教育研究及び業務に必要な範囲内で、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

3 思想、信条及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。

4 本人の同意に基づいて適正かつ公正な手段によって行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、第三者から収集することができる。

- 一 法令の規定に基づくとき。
- 二 本人の同意があるとき。
- 三 出版、報道等により公にされているとき。
- 四 本人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五 その他委員会が第三者から収集することに相当な理由があると認めたとき。

5 第三者から収集するときは、個人の権利、利益及びプライバシーを侵害することのないよう十分留意しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 収集した個人情報は、利用・提供の目的を明確に定め、目的以外に利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- 一 法令の規定に基づくとき。
- 二 本人の同意があるとき。

三 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

四 当該個人情報を保有する機関・部署内において利用し、又は他の機関・部署に提供する場で、業務遂行上必要かつ相当な理由があると認められ、本人の権利、利益及びプライバシーを不当に侵害するおそれがないことが委員会において明白であるとき。

五 その他委員会が、必要かつ相当な理由があると認めたとき。

2 管理者は、前項ただし書の規定により個人情報を学外へ提供するときは、当該個人情報の適正な取扱いを担保するため、提供を受けるものに対し、その使用目的若しくは使用方法に必要な制限を付し、又は本学の個人情報保護の水準と同等の措置を講じることを求めるものとする。

(適正管理)

第8条 管理者は、所管の個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、次の各号の事項について必要な措置を講じなければならない。

一 漏えい、滅失、き損、改ざん及びその他の事故の防止

二 情報の目的に応じた最新状態の維持

三 不要となった情報の確実かつ迅速な廃棄又は消去

(学内ネットワークにおける個人情報の管理)

第9条 本学学内ネットワークの利用に際しての個人情報の管理については、ノートルダム清心女子大学学内ネットワーク利用のガイドライン(2000年10月10日施行)第7項(禁止事項)によるものとする。

(委託に伴う取扱い)

第10条 個人情報の取扱いを含む業務を学外に委託する場合は、当該契約において個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明示しなければならない。

2 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。

(自己情報の開示請求)

第11条 教職員、学生等は、自己に関する個人情報について、当該個人情報を保有する管理者に対し、開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 開示請求は、本人であることを明らかにし、当該開示に必要な事項を明記した文書を管理者に提出するものとする。

3 管理者は、開示請求を受けたときは、開示しなければならない。ただし、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報の全部又は一部について開示をしないことができる。

一 請求の対象に第三者の個人情報が含まれているとき。

二 個人の指導、評価、診断、選考等に関する情報であって、開示をすることにより、当該指導、評価、診断、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

三 開示をすることにより、本学の業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとき。

4 委員会は、本学の業務の適正な執行上、開示請求を拒否することができる。

(開示の決定)

第12条 管理者は、開示請求を受けたときは次の各号により対応するものとする。

一 速やかに当該開示請求に係る個人情報の開示の可否について決定しなければならない。

二 個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(開示の方法)

第13条 個人情報の開示の方法は、記録文書の写しを交付することにより行う。この場合において、個人情報が記憶装置、記録媒体等に記録されている場合は、印字装置により出力したものの写しを交付する。

2 前項の方法による交付が困難である場合には、他の適切な方法により行うものとする。

(訂正等の請求)

第14条 自己の個人情報に誤りがあると認められる場合は、該当者は、当該個人情報を保有する管理者に対し、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる。

2 訂正等の請求は、第11条第2項の規定を準用するものとする。

3 第1項の請求を受けた管理者は、速やかに当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果を本人に文書で通知しなければならない。

(不服の申立て)

第15条 教職員、学生等が個人情報に関する本学の取扱いに不服がある場合は、委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書を当該管理者を経て委員会に提出するものとする。

3 前項の申立てを受けた委員会は審査会を設置し対処するものとする。

4 審査会に関することは、委員会において定める。

(規則の改廃)

第16条 本規則の改廃は、委員会の議を経て、評議会で行う。

附 則

この規則は、2002年6月12日から施行する。

附 則

この規則は、2008年9月22日から施行する。